

## 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

### 1 改正する目的

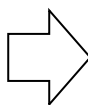
刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 6 8 号) の施行に伴い、令和 7 年 6 月 1 日から懲役刑及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、所要の整理を行うためである。

### 2 改正する内容

- (1) 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 5 年鳥取県東部広域行政管理組合条例第 2 号) の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めること。(第 1 条関係 (改正前条例附則第 5 項及び第 6 項関係))

[参考] 刑法第 1 2 条、第 1 3 条関係

・懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。  
・禁錮は、刑事施設に拘置する。



・拘禁刑は、刑事施設に拘置する。  
・改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

- (2) 罰則の適用等に関して必要な経過措置を設けること。(第 2 条関係)

ア この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

イ この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によること等とされる罰則を適用する場合において、旧刑法に規定する懲役又は禁錮はそれぞれの刑と刑期を同じくする拘禁刑とする等の経過措置を定める。

- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 7 号) の一部改正に伴う条項ずれに対応するため、条項を引用する規定を整理すること。(第 1 条関係 (改正前条例第 7 条関係))

改正後	改正前
第 2 条	第 2 条
第 8 項	(新設)
<b>第 9 項</b>	<b>第 8 項</b>
第 1 0 項	第 9 項
～ 略 ～	

### 3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、2 の(3)の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取県東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例</p> <p style="text-align: right;">令和5年2月7日 条例第2号</p> <p>第1条～第6条（略） （開示請求に係る費用負担）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の写しの交付を行う組合の機関は、法第76条の規定により保有する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<b>第2条第9項</b>に規定する特定個人情報をいう。）の開示の請求を受ける場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは当該特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第8条～第11条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくは施行日前において旧実施機関の職員であった者又は第2項第2号及び第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日後に提供したときは、2年以下の<b>拘禁刑</b>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た旧保有個人情報を施行日後に自己若しくは</p>	<p>○鳥取県東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例</p> <p style="text-align: right;">令和5年2月7日 条例第2号</p> <p>第1条～第6条（略） （開示請求に係る費用負担）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の写しの交付を行う組合の機関は、法第76条の規定により保有する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<b>第2条第8項</b>に規定する特定個人情報をいう。）の開示の請求を受ける場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは当該特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第8条～第11条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくは施行日前において旧実施機関の職員であった者又は第2項第2号及び第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日後に提供したときは、2年以下の<b>懲役</b>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た旧保有個人情報を施行日後に自己若しくは</p>

<p>第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7～8 (略)</p>	<p>第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7～8 (略)</p>
--	---

## 八頭消防署若桜出張所整備事業の進捗について

### 【進捗状況等】

- 令和7年1月に建築工事に係る入札を行い、業者を決定。  
今後、電気、機械工事、工事監理業務の入札を2月に行う予定。
- 令和7年2月定例会での議決後、工事請負契約を締結し、工事着手。  
(工期：契約締結日から令和8年2月27日まで)
- 令和8年3月中に運用開始し、令和8年度中に旧庁舎解体、外構整備予定。

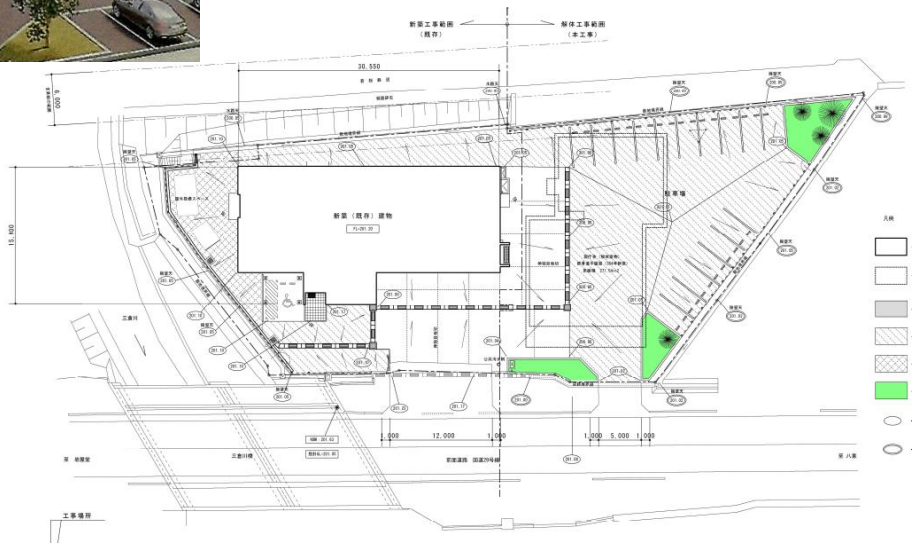
### 【庁舎概要】

- ▶住所：八頭郡若桜町若桜地内
- ▶敷地面積：976㎡
- ▶構造：鉄筋コンクリート造・2階建て
- ▶延床面積：659.47㎡（車いす用駐車場含む）
- ▶工事請負業者  
建築：こおげ建設・大照建工共同企業体



### 【主な経費】

	R6	R7	計(千円)
建築	103,142	154,714	257,856
電気	38,158	57,238	95,396
機械	18,473	27,708	46,181
工事監理	4,498	10,497	14,995
計	164,271	250,157	414,428



### 【整備スケジュール】

	若桜町	東部広域
R 4	造成工事着手	基本・実施設計、地質調査完了
R 5	用地取得・造成設計完了	
R 6	造成工事完了	↑ R7.2~R8.2 建設工事 ↓ R8.3 運用開始
R 7		
R 8		旧庁舎解体、外構整備

## 鳥取県消防学校への消防車両の寄贈について

湖山消防署に配備している災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、令和6年度の車両更新後に廃車処分とする予定であったが、令和6年11月に鳥取県から更新予定の消防車両の寄贈について依頼を受けたため、地域貢献を目的に鳥取県消防学校へ当該車両の寄贈を行う。

## 【車両の状態】

平成19年度に配備され、17年間使用していたため全体的に老朽化（錆等）しているが、訓練のみであれば、使用可能な状態である。

## 【今後の予定】

- ・ 令和7年2月下旬 鳥取県消防学校と覚書を締結
  - ・ " 3月 鳥取県消防学校へ車両を寄贈
- ※令和7年度の教育訓練より活用予定

## （参考）

湖山消防署 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（平成19年12月配備）



項目	内容
ポンプ性能	A-2級（放水量2,000ℓ/分以上）
積載水量	1,500ℓ
走行距離	72,159km

## リンピアいなば余剰電力活用事業公募型プロポーザル実施結果について

### 1 概 要

可燃物処理施設リンピアいなばで発電した余剰電力を鳥取県東部 1 市 4 町及び鳥取県東部広域行政管理組合の管理する公共施設等で活用し、鳥取県東部圏域の脱炭素化やカーボンニュートラル電力の地産地消及び環境学習の推進を図るため、公募型プロポーザルにより企画提案を受け、最優秀提案者の選定を行った。

### 2 最優秀提案者

中国電力株式会社

### 3 審査結果

順位	参加者名	価格提案点 (満点 50 点)	企画提案点 (満点 50 点)	合計
1 位 (最優秀提案者)	中国電力 (株)	50	33.75	83.75
2 位	A 社	33.28	38.13	71.41

### 4 審査経過等

令和 6 年 1 0 月 3 0 日 リンピアいなば余剰電力活用に係る連携協定締結  
 1 1 月 6 日 第 1 回本プロポーザル審査委員会開催  
 実施要項、審査基準について協議  
 1 2 月 4 日 第 2 回本プロポーザル審査委員会開催  
 プレゼンテーション審査、最優秀提案者の選定

### 5 今後のスケジュール

令和 7 年 1 月～3 月 最優秀提案者と本事業にかかる協定締結について協議  
 各市町と最優秀提案者が給電契約について協議  
 4 月 1 日 最優秀提案者とリンピアいなば余剰電力売電契約締結

## 今後の消防庁舎整備について

### 1 吉方出張所・国府分遣所

平成26年度に策定した消防庁舎整備基本方針により整備予定となっている2つの庁舎について、建替基本計画検討会(内部検討会)により検討を行った。

#### 【建替基本計画検討会の主旨】

両庁舎は、老朽化の進行と消防車両の大型化等による狭隘化、耐震性能の低下による倒壊の危険性が深刻な状況であり、昨今の異常気象等による災害対応、人口減少社会における公共施設の最適配置等の観点から、庁舎としての消防活動拠点機能を強化する必要がある。

そのため、業務継続しながらどのように建替をした方がよいか検討するもの。

#### 【経緯】

- 令和6年度第1回正副管理者会議・5月臨時会：協議を本格化する旨を報告
- 第1回建替基本計画検討会：令和6年6月21日
  - ・現庁舎は、現敷地内での建替えは不可能(狭隘なため)であり移転が必要。
  - ・移転であれば、災害対策機能の充実強化のため、消防力(人員・車両等)を集約して、消防力を効果的に活用するため、合併してはどうか。
- 第2回建替基本計画検討会：令和6年7月22日
  - ・合併する場合、消防力については、東町出張所と同程度必要。
  - ・老朽化している消防局・鳥取消防署の訓練施設を併せて整備。
  - ・交通利便性、浸水等の災害発生の可能性を考慮し、移転候補地として3ヶ所を選定し、鳥取市危機管理課に提案する。
- 第3回建替基本計画検討会：令和6年8月27日
  - ・合併庁舎の建替事業は、令和8年度から令和10年度までを目標年度とする。

#### 〔建替基本計画検討会としてのまとめ〕

- ・消防力(人員・車両等)を集約して、消防力を効果的に活用するため、合併
- ・消防用地(候補)の選定
  - 市街地内は、浸水想定区域のため選定困難。移転候補地として3か所を選定し、鳥取市危機管理課に提案、協議を行う。
- ・庁舎建替事業は令和8年度から令和10年度までを整備目標とする。

○第2回正副・10月定例会：建替基本計画検討会(内部検討会)について報告

○令和6年度組織市町消防担当課長会議： //

### 2 消防庁舎整備検討会

#### 【消防庁舎整備検討会の主旨】

消防庁舎整備基本方針の策定後10年を経過するため、令和8年度以降に検討するとされた消防局・鳥取消防署、湖山消防署及び青谷出張所並びに訓練施設の整備を含む基本方針の見直しについて検討しようとするもの。

#### 【今後の予定(案)】

○令和6年度中：検討会の立上げ

○令和7年度中：5月臨時会、10月定例会で進捗報告、2月定例会で最終報告を目指す。

**本検討会の中で、吉方出張所・国府分遣所のあり方についても協議したい。**

## マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化を図るための 救急隊専用システム実証事業について

### 【概要】

傷病者の健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を活用して、閲覧用端末から社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会が維持・運営するオンライン資格確認等システムにアクセスし、登録されている医療情報等を基に適切な医療機関選定や応急処置等を行う。

- ・事業主体：総務省消防庁
- ・閲覧できる情報：氏名、生年月日、住所、受診した医療機関名、既往歴、薬剤情報及び特定健診等情報など
- ・実証事業に係る費用：全て消防庁が負担
  - ※器材一式は、実証事業終了後も引き続き無償貸付
  - ※令和8年度以降に実施する場合は、全て消防本部負担
- ・令和6年度：全国720消防本部（約5,300隊）のうち67本部（660隊）が実証事業に参加  
令和7年度の実証事業への追加参加依頼あり  
※消防庁は全隊での実施を推奨

（東部消防局）令和7年度の実証事業に全救急隊(13隊)を参加申請（予定）

### 【実証事業のスキーム】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
	<b>実証事業</b> （無償貸付・消防庁負担）	<b>通常運用</b> （維持管理費は消防本部負担） ※令和8年度から参加すると 全額消防本部負担
令和7年度分の参加意思調査		

### 【令和8年度から参加する場合の負担経費】

（単位：千円）

項目	内容	単価	全救急隊
端末 イニシャルコスト	タブレット端末	308	4,004
	周辺機器（カードリーダー、USBハブ）	14	182
	通信回線（SIM、VPN）導入費用	6	78
	セキュリティ（ウイルス対策、二要素認証）	14	182
	端末設定費用	46	598
	小計	388	5,044
ランニングコスト （年間）	通信回線（SIM、VPN）利用料	37	481
	セキュリティ（電子証明書、MDM利用料）	9	117
	システム利用料	10	130
	小計	56	728
	合計		5,772

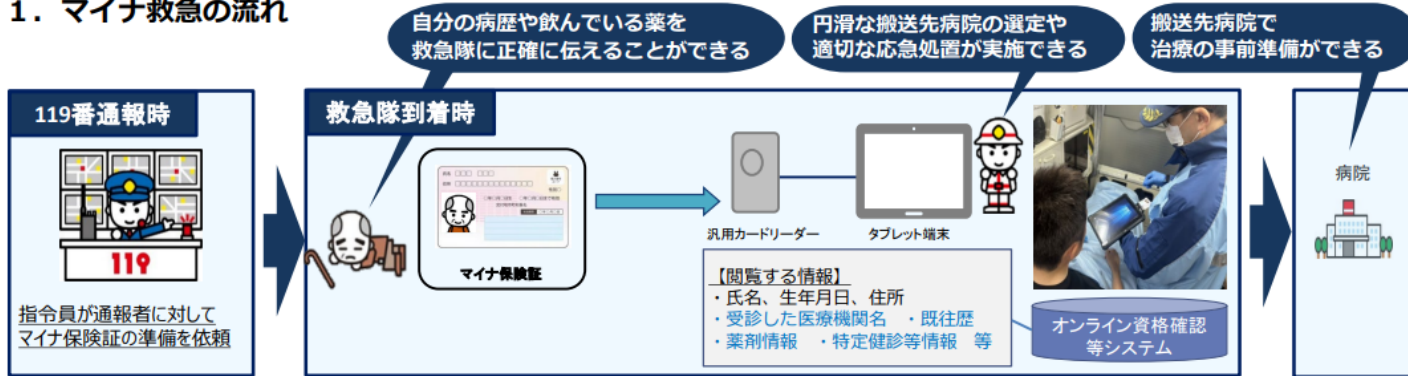
※別途、MDM導入費用49千円（1本部あたり）が必要



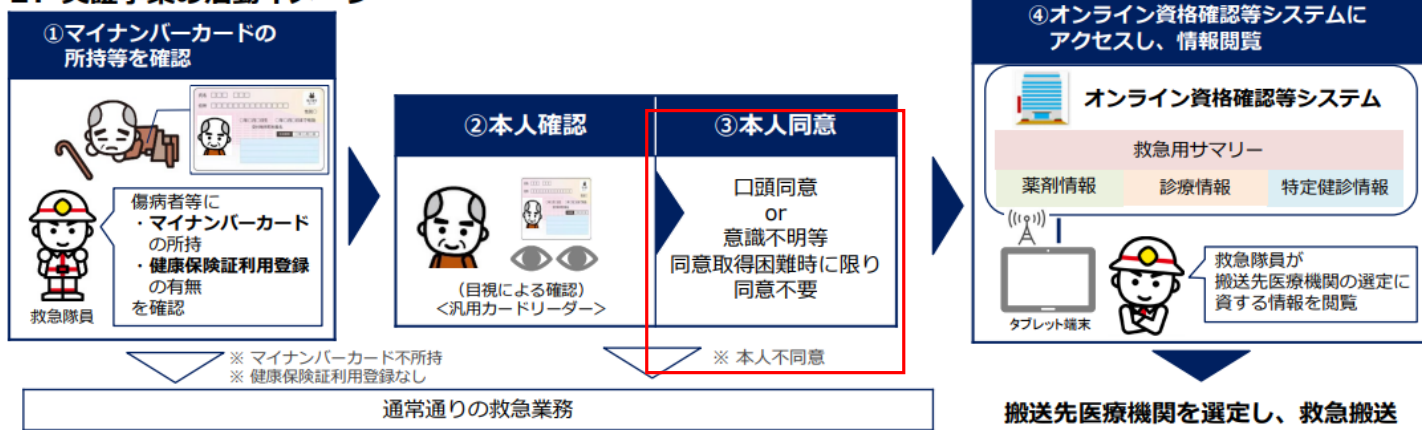
# 実証事業イメージ図（案）

参考資料2

## 1. マイナ救急の流れ



## 2. 実証事業の活動イメージ



# 実証事業における救急隊の活動フローチャート（案）

参考資料3

